

（午後3時25分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番7、3番 高本君。

〔3番（高本勝次君）登壇〕

○3番（高本勝次君）それでは、始めます。

新人議員の皆さん、はじめ何かおっしゃったみたいなので、私も一言。当選してから約11カ月なんですけども、精いっぱいやってきました。私、当選したときは、1年で4年分の仕事をせんと、次、通らんなどという思いで精いっぱいやってきましたので、その中ではたくさんの相談も受けまして、いろいろ相談、私のところにやってきました。それで一つ一つ質問をしながら、直接各部課へ行って、相談もしてきて解決もしてきたこと、たくさんございます。精いっぱい、次の選挙に向けて頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、始めます。通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに一点目ですが、ごみの減量についてでございます。

要旨。本市では、市民の皆さんにごみの分別をしていただいて、家庭ごみの有料化でごみの減量を推進しています。しかし、各市町村によって取り組み方がまちまちです。市民の皆さんの理解と協力なしに、ごみの減量を推進していくことはできないと思います。

まず、一点目の質問ですが、改めて、お尋ねします。5年前と現状では、ごみの減量がどれだけ違いますかということで、当初質問を書いておりますが、事前の打ち合わせの

中で聞きましたら、平成22年と平成25年度ので報告できるとおっしゃっていましたのでそれをお願いしたいと思います。家庭ごみと事業所ごみ、家庭ごみであれば、可燃ごみと資源ごみ、それぞれで進捗がわかりますかということでお尋ねしたいと思います。

質問の二つ目ですが、進捗状況を踏まえて、ごみの減量を一層推進していくために、家庭ごみと事業所ごみ、それぞれ具体的にどう取り組んでいますかということで、減量の目標値、また、減量の推進計画があればお聞かせ願いたいと思います。

質問の三つ目です。ごみの減量を推進していくために、他の市町村の取り組みのいいところを参考にしていくことも、必ず必要ではないかと思います。これまでに、他の市町村のいいところといった、そういったところで参考になるところを調査されたかどうかをお聞きしたいと思います。

質問の二つ目です。橋本市産業振興基本条例を生かすためにということで、テーマであります。

その要旨として、地域経済の活性化に具体的に役立ち、かつ、市内の地元事業者が元気を出して事業に弾みがつくようなものにしなければならないと思います。そのために、他の自治体の産業振興基本条例を参考に、具体的な進め方に踏み込んだ内容に補足して橋本市産業振興基本条例を生かしたいと思います。

それで、質問1ですが、私は幾つかの自治体の産業振興基本条例を調べてみました。そしたら、その条例の中に、中小企業という言葉のあるところがありました。本市の条文では、「市内の事業活動を行うすべての

者」と書いています。中小企業とあえて言っていないわけなんです、ここで質問ですが、中小企業への位置づけ、本市としての位置づけ、どういように認識しているかをお聞きしたいと思います。

質問の二つ目です。大阪の八尾市では、中小企業地域経済振興基本条例という名称で、従業員5人未満、また、50人未満の事業所数、そして、事業所総数、総労働者数もネットが出ておりました。本市では、今、申し上げたそれぞれ、当市ではどれだけあるかをお聞きしたいと思います。また、従業員50人未満の事業所で働く総労働者数は何人ですかとお尋ねしたいと思います。

質問の三つ目です。神奈川県相模原市では、相模原市がんばる中小企業を応援する条例というのがあり、平成26年4月から施行されています。この条例には、市が実施する中小企業の振興に関する施策を具体的に示しています。橋本市産業振興基本条例を生かすために、中小企業への施策を具体的に条文で補足することを検討してはどうかと思いますので、いかがでしょうか。

質問の大きな3点目です。障害者用トイレ・オストメイトについてお聞きします。

その要旨ですが、和歌山県のおもてなしトイレ大作戦で、橋本市内でもトイレの改修工事が進んでいると思います。その中でも、障がい者用のトイレがどのように位置づけられて進んでいるかが気になるところでございます。

質問の一つですが、まずはじめに、本市の公衆トイレの改修工事はどこまで進んでいますか。進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

質問の二つ目ですが、障がい者用のトイレ・オストメイトについてお聞きします。さまざまな病気や障害などが原因で、腹壁につ

くられた便や尿の排泄口のことを人工肛門、人工膀胱といい、称してストーマと言います。ストーマを持っている人のことをオストメイトと呼びます。本市のオストメイト対応のトイレが、市の公共施設で6箇所、駅では、橋本駅と林間田園都市駅と2箇所です。県の施設では、3箇所あります。あと、民間施設では、2箇所と書いていますが、3箇所あることになっています。市の公共施設での設置があまりにも少な過ぎます。今後どのように取り組んでいくかをお聞きしたいと思います。

最後の質問ですが、最後の質問の項目です。期日前投票に関連してということでお聞きします。

その要旨ですが、全国一斉地方選挙はいよいよ4月に実施されます。毎回のことですが、投票率の低いことが問題になります。投票率を引き上げるために、期日前投票率を引き上げることも大切ではないですか。国政や県政・市政を委ねる代表を選ぶ大切な選挙であります。行政として投票率向上のために、どう対応するか、できることからやらねばならないと思います。

その質問ですが、現在、期日前投票は、市役所の1箇所のみであります。市内に支所がありませんからそうなっているのでございます。コミュニティバスだけでは、市役所へ行くのにあまりにも本数が少な過ぎます。私たちのアンケート調査でも、特に高野口地区の住民からよくこのことを聞きます。自家用車で行ける方はいいです。中には、老人の方で、期日前投票に行くのに、弁当を持ってコミュニティバスに乗っていかんとあかんとおっしゃる方もおります。タクシーを使うとお金がかかって大変やないか、また、投票するだけのことで何でここまでせんとあかんのやという声が、怒りとも思う声が出されています。私は行政として、いつまでもこんな状態にし

ていいのかと言いたいのでございます。高齢化が年々進むことを認識しているのに、一体どう対応していくのか、お聞きしたいと思えます。

壇上での質問は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君の質問項目1、ごみの減量に関する質問に対する答弁を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長（石井美鈴君）登壇〕

○市民生活部長（石井美鈴君）一点目の、ごみ減量の進捗についてお答えします。

おただしでは5年前と現状の比較ということですが、広域ごみ処理場の稼働が平成21年11月からの年度途中ですので、4年前の平成22年度と25年度の比較でお答えします。

本市から排出される一般廃棄物は、大きく分けて可燃ごみや資源ごみを含む生活系ごみと集団回収及び事業系一般廃棄物の三つに分類して排出量を集計しています。

排出される一般廃棄物全体では、平成22年度が2万367tに対し、平成25年度は2万20tと、約1.7%の減少となっています。

これらのうち、ご質問の生活系ごみは平成22年度の1万1,769tから平成25年度の1万1,276tへと約4.2%減少していますが、事業系一般廃棄物は、平成22年度の5,682tから平成25年度の6,296tへと約10.8%増加しています。

また、生活系ごみのうち、可燃ごみは、平成22年度の9,647tに対し、平成25年度は9,361tで約3.0%減少し、その他プラスチックやスチール缶などの資源ごみも1,492tから1,377tに約7.3%減少している状況です。

次に、ごみの減量指導と減量計画等についてお答えします。

ごみ処理については、廃棄物の処理と清掃

に関する法律により、一般廃棄物についての処理方法及び減量に関する計画を定めることが各市町村の義務とされており、本市では、平成23年度に策定した、橋本市一般廃棄物処理基本計画をもとに、市内から排出される一般廃棄物の処理にあたっています。

この計画では、平成22年度ごみ排出量をもとにして、平成28年度には市民一人一日当たりのごみ排出量を1割削減することを目標に設定しています。具体的な目標数値を申しますと、平成28年度時点で市民1人が1日に排出するごみ量を740gに設定していますが、平成25年度の実績では828gとなり、現状では目標達成が困難で、なお一層の削減努力が必要であると認識しています。

本市では、早くから橋本市衛生自治会の協力のもとに、生活系ごみの減量に精力的に取り組んでいることもあり、合併当初と比較して約2割の削減に成功しています。例えば、EM菌を使った生ごみの堆肥化や資源ごみの集団回収のほか、住民に対するごみ減量・分別の説明会等の実施が、大きな成果を上げてきました。

しかし、その一方で、事業所ごみについては、近年は横ばい、または、微増傾向にあり、対応に苦慮しているところです。

市の対応としては、大手スーパーなどの多量廃棄物排出事業所への啓発・指導を行い、店舗ごとの減量計画と排出実績を毎年度提出いただくことで、少しずつ効果を上げています。また、排出量の大半を占める小規模の個人店舗や零細事業所に関しては、徐々に事業系ごみとして自己処理することが認識されつつあり、このことにより、住民が利用するごみステーションへの事業系ごみの排出は減少している一方で、事業系一般廃棄物の排出量が増加傾向になっていると考えています。

最後に、他自治体のごみ減量への取り組み

に対する調査等についてお答えします。

ごみ減量には、区分をより細分化することで一定の効果が得られることから、本市では橋本・伊都地方がごみの広域処理に移行する際に、全国でも先進地であったかつらぎ町のごみの区別をもとにし、現在の区別を決定した経緯があります。

また、課題解決への対策については、近隣の自治体と情報交換を行いながら、本市に活用できる方策を常時、調査研究しています。

その一例ですが、富田林市では自治会やNPOの取り組みで、不要となった陶磁器やガラス食器類の無料交換会などを開催しています。本市でも、最終処分場の延命を図る等の目的で、陶磁器やガラス食器類のリサイクルを検討しており、その試行として、3月28日開催予定の第8回花まつりで、市衛生自治会の協賛による陶磁器類の無料交換会の開催を計画しています。

また、名張市はごみ処理基本計画から一歩踏み込んだレベルのごみの減量アクションプログラムを作成し、減量に取り組んでいます。ごみの分別徹底はもちろん、ごみステーション化の徹底、福祉施策としてのごみ出し困難者への支援など、さまざまな取り組みを複合的に行い、特に事業所等から発生する刈り草や剪定枝などのごみ処理施設への搬入は認めず、再生利用を進めています。

他の自治体で効果があったとされる施策が本市に適するとは限りませんが、限られた予算の中でコストを抑えつつ継続可能なリサイクル、減量を行うことが肝要と考えています。

また、本市から排出される一般廃棄物は、全体として減少傾向にはありますが、今後大きな成果を上げるために、現在ごみ処理施策全体の見直し作業を行っています。見直しの主なものとして、個別収集の原則廃止とステーション化の完全実施、可燃ごみ収集の週1

回化の推進、各種補助金制度の見直し等となりますが、その内容については、市議会に報告してまいります。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）詳しくご答弁いただきましてありがとうございます。はじめに、改めての確認でございますが、市民の理解と協力で可燃ごみと資源ごみが分別されているということに今なっておりますが、ごみの減量、そんな形で分別されて、市民から分別作業によって、ごみの減量が一層進んでいるように思います。そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）はい、そのとおりです。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）それではお聞きします。橋本市では、家庭ごみを有料化に移行したときに一定期間、ごみ袋の無料配布をしていましたが、現在は有料になっています。ごみ袋が高過ぎるので下げてほしいという、各地でそういう声を聞きます。岩出市では、現在でも家族数に応じて、毎年3月に、ごみ袋を一定数、無料配布しています。それを越えた分から有料で買って、ご自分でお金を払ってごみを出すということをされています。これは有料化したときに、市民のかんりの反発の意見があったので、そういう市民の理解と協力を得るために講じた策でございます。それが現在でも続いております。

橋本市でも、市民の協力と理解が要るわけですから、こういう形で、岩出市に学んで、一定数無料配布できないものかということでお尋ねしたいんですが、ぜひ、それをしていただきたいと思います。それで、私、岩出市

の例え申し上げますと、家族の世帯数によって違うんですが、1人から2人世帯では、20ℓの袋が30袋くれます、無料で。3人世帯では、20ℓの袋が40枚。そんな形で家族が増えるたびに、選択する袋の大きさもあるんですが、そんな形で、一定数無料配布されています。行政も市民も一緒になって、分別、ごみを減らす、そういう取り組みが大事ではないかと思えます。こんな形で行政の側からも進んで、無料配布することによって、市民一体のごみ減量作戦ができるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）ただ今、議員のおただしですが、岩出市の場合は、平成24年7月に、いわゆる、ごみ処理の有料化を行いました。それにつきまして、その際に岩出市のほうから本市のほうへ照会がございました。本市の場合も、平成21年のごみ広域処理化に伴いまして、平成22年より有料化を図っております。その際、価格変動による激変緩和ということで、平成22年度、23年度、24年度の3年間で無料配布を行っております。

本市の場合は、平成22年度で1人から4人世帯で、大が30枚または小の袋50枚。5人以上であれば、大きい袋が50枚または小さい袋であれば80枚というふうに無料配布を行っております。23年度では、1人から4人では、大が20枚または小が30枚。5人以上であれば、大が30枚、小が50枚、どちらかということですが。24年度では、1人から4人が大10枚または小10枚。5人以上であれば、大10枚または小10枚ということの実施しております。岩出市のほうに確認いたしましたところ、最終年度は平成27年度、今年27年度で3年ということでお聞きしております。それ以降につきましては、今時点では、特段どういうふうにするということはまだ検討していないというこ

とのお返事でした。

しかし、本市では、平成21年でそのように無料で給付しておりました。この事業で3年間で合計で約7,078万2,000円分の可燃ごみ袋を給付しております。今後は無料配布をするかということになれば、本市の経済状況を考えれば、無料配布については考えておりませんのでご理解をお願いします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）財政の問題上、難しいことはよくわかりますが、これからも他市等の状況を見ながら、検討していくことを考えていただきたいなということで申し上げたいと思います。

そしたら、改めてもう一度、お聞きいたします。質問ですが、同じ広域処理をしていますが、かつらぎ町についてお聞きします。かつらぎ町では、プラスチック用のごみ袋は無料に、今でも続いております。さっきの質問でも言いましたように、市民の理解と協力があるから、可燃ごみと資源ごみの分別が進んでいるということが、先ほど答弁されたように、そういうことが確かめられているわけですから、そういう意味で、市民の協力なしには、家庭ごみの減量は進んでいかない。あくまでも私はそう思います。

そういう意味で、かつらぎ町でやっておられるように、プラスチックのごみ袋を無料にすることによって、一つは、私の考えを申し上げますと、今、一般ごみ、可燃ごみ、生ごみをほっているごみ袋あるんですが、そこに、結局のところ、有料ですから、いろいろ苦心しながら、めいっぱい、中にはガムテープでとめて捨てる方もおられるんですが、口に。ある意味、油で汚れていると、そのプラスチックはもうそこへ入れてしまう、洗わずに。私のところは個人的にしているんですが、シール張っていますね、食料品買うと、値札と

か。それをはさみで切って、洗って、干して、乾かして、プラスチックのほうへ入れていきます。そうすれば、資源ごみは増えて、金も減るわけですね。

だから、結局のところ、プラスチックを無料にすることにすれば、できるだけ頑張って資源ごみのところへごみをほろうという意識が働くと私は思っています。だから、かつらぎ町のように、プラスチック関係の、その他の袋を無料にしたほうが、可燃ごみは私は減っていくと思います。だから、そういう意味で、これはぜひ検討するように考えていただけないかなということで、ご提案なんですけど、どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）議員の、リサイクルにご協力いただき、ありがとうございます。かつらぎ町の場合も、確かに、その他プラ用とペットボトルについては無料配布しているというふうにはお聞きしております。あくまでも、これにつきましては、資源ごみのリサイクルを推進するためというふうには伺っております。

本市につきましても、本来1枚50円必要であるところ、やはり、そういうリサイクルを推進していただくために、50円のところを、プラスチック用とペットボトル用の、大きな大袋のほうを、1枚50円のところを15円というふうに価格設定をしております。先ほども申し上げましたように、この価格設定が住民負担の軽減につながっていると思いますし、先ほども申し上げましたように、本市の経済状況も大変厳しい状況が続いておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）私、今、申し上げた資源ごみ、それを無料にすることによって、可燃ごみ、生ごみの可燃ごみなどが減っていく

というふうに私はすごく思っているんです。そうすれば、市民が資源ごみのほうへできるだけ頑張って入れようと、無料だからね。だから、そうすれば、可燃ごみが減るというふうに私は思っているんですけどね。そうならないと思いますか。部長、どうですか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）現在の状況でありましたら、ペットボトルのリサイクルで、ペットボトルを大袋で回収するという量が、当初予想していたより、あまり多くはございません。というのも、大型店舗なんかで、よく、ペットボトルを持っていかれている方が多数いらっしゃると思います。ここ最近、できました大型店舗では、それを持ち込めば、個人に還元される。ポイント制度になっているというふうには伺っておりまして、さらに、ペットボトルの排出が少なくなっているという現状もございます。ですので、確かに、無料にすれば、リサイクルが進むかということもあるかわかりませんが、住民一人ひとりの、やはりそういうリサイクルをするという認識が一番必要かというふうに考えておりますので、その辺の啓発をより一層進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）啓発になると私は思うんです、無料にしたほうが。しつこく聞きますが、やっぱり行政の側から進んで資源ごみをうんと増やして、やっぱり可燃ごみは減らしていくということ、行政の側からその態度を示したら、市民も協力してくれるので、それが啓発にどんどん進んでいくと私は思うんです。思い切って、資源ごみを、プラスチックのね、それを無料にすることを踏み切れば、かなり可燃ごみの量は減ると私は思っています。ぜひ、これを、ちょっと、なか

なか今、難しいと思うんですけども、検討していただいて、いっぺんちょっと何らかの形で調べになるか、そういう意識調査とか、そういうふうなことで努力していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わります。一つの質問はこれで終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、産業振興基本条例に関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）橋本市産業振興基本条例を生かすことについてお答えします。

平成24年経済センサス活動調査によると、橋本市では、国、地方公共団体を除くと、総事業所数は2,619軒、総事業者数は1万8,037人です。また、従業者の50人未満の事業所数は2,573軒で、そのうち5人未満の事業所数は1,731軒です。また、従業者の50人未満の事業所で働く総事業者数は1万3,978人です。このことから、従業者50人未満の事業所数は全体の98%であり、本市の事業所の大多数が中小企業であることがわかります。

そこで、議員おただしの一つ目の質問についてですが、中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業は、製造業等で従業員300人以下、卸売業及びサービス業で100人以下、小売業で50人以下となっていることから、橋本市産業振興基本条例にある中小企業は、大手を除く市内98%の事業者を想定していることとなります。

次に、橋本市産業振興基本条例で具体的に中小企業への施策を補足することについてお答えします。議員おただしの相模原市がんばる中小企業を応援する条例では、「市内経済の持続可能な発展のためには、中小企業の産

業活動を支援することが不可欠であるという基本的な考え方に立ち、中小企業の振興に関する施策を市政の重要課題と位置づけ、この条例を制定しています」と中小企業の振興を表記しています。

一方、橋本市産業振興基本条例では、産業の振興に関する基本的な事項を定めることを目的としており、議員おただしの具体的な施策については、同条例第7条の規定に基づき、条例とは別に、橋本市産業振興基本事業補助金要綱を策定し、平成27年4月から施行する予定です。対象は意欲ある中小企業及び農業者に対する新商品の開発に関する事業、新産業及び地域ブランドの創出に関する事業、販路開拓に関する事業、6次産業化に関する事業を考えています。したがって、本市としては、産業振興基金事業補助金や現在実施している市内の商工業者に幅広く支援を行う利子補給制度とあわせて、前向きな中小企業への支援に努めたいと考えています。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）今、ご答弁いただいたんですが、相模原市がんばる中小企業を応援する条例、私、この名前を聞いて、すごいいい名前だなと思いました。ここで言われています施策の基本方針、条文の中に具体的に書いてあるんですが、こういうふうに書いています。「市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者の受注の機会の増大に努めること」また、「指定管理者の指定に当たっては、中小企業者の参入機会の増大に努めること」ということに、中小企業を支援するための具体的な施策を条文の中にわざわざ書き込んでいるのであります。それが必要だからそうし

たと思うんですが、名前からしてそうするんだと思ったんですが、いろいろ当市では、具体的な援助の援助策があることは確かにあるんですが、橋本市の基本条例というのは、スローガンので抽象的でと言ったら失礼ですけども、そんな感じをすごく受けます。具体的に中小企業への施策を書き込んだほうが、より一層わかりやすく、そのほうがいいんじゃないかと私はすごく思います。そういう意味で、具体的に書き込んだほうが、誰が見てもわかりやすいし、そう思うんですが、そういう補足するように、検討、今後していくように考えたと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）壇上で答弁させていただきますとおり、産業振興基本条例につきましては、基本的な方針を明記しておる条例でございます。詳細、それぞれの中小企業に対する具体的な施策に関しましては、この27年4月から産業振興基本事業補助金要綱にきっちり定めまして、具体的な支援をしまいたいというふうに考えておりますので、あくまでも基本条例は方針のままで残しておきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、また、お聞きします。先ほど、相模原市のがんばる中小企業を応援する条例、私、具体的に書いてますよと申し上げたんですが、そしたら、ちょっと私、認識ないんですけども、事業に係る物品とか、その他いろいろ事業にかかわるそういう事業を分割してまで中小企業者に発注することはされているんですかとお聞きします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）発注の仕方については、総務部管財課のほうから、また、ご答

弁があるかもしれませんが、経済部といたしましては、この振興基本条例につきまして、具体的な事業部門、それぞれの業者部門に対して記載していくのは、策定の段階であまり望ましくないというふうに判断しました。今、言われた建設業に対してもそうなんですが、具体的に建設業だけに対して条例の中に掲載していくのは、決して基本方針としてふさわしくないのではないか、これについて、また、要綱等で具体的に定めていきたいと思いますという、そういう判断の中で、この基本条例というのは策定されております。決して、相模原市が間違っているということでお話しておるのではないんですが。

具体的な施策を既に4月からもう実施しようとするわけです。新商品の開発に関する事業であったり、新産業及び地域ブランドの創出に関する事業であったり、販路開拓の事業であったり、6次産業化に関する事業、これらは補助金の限度額を決めて、だいたい総事業費の2分の1を支援していく、そういう具体的な内容を、この要綱によって明記しております。そういったものをご理解いただきまして、具体的に動き出したということ、何とかご理解願いたいと思います。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたらお聞きします。昨年6月に国会で、小規模企業振興基本法が策定されまして、そこで、当時の田中政務大臣が答弁されていますが、小規模事業者の振興には地方公共団体の積極的な取り組み、これは不可欠なものであります。具体的な方策については自治体の判断となりますが、地元の小規模事業者の実態調査も一つの有効な取り組みであろうというふうに書いています。そこで、ここで言っている小規模事業者という、基本法なので、これは5人以下の小規模事業者で言っています。政府はやっぱり、そ



ういう5人以下の中小企業、零細企業というかそういったところに光を当てる形でこんな基本法ができたということで私、認識しています。

それで、そこで言っている実態調査ということで、これ、地元の自治体に判断で委ねるんですが、例えば言いますと、大阪の東大阪市で、課長以上の市職員が全企業を直接訪問して、業者の生の声を聞いて実態調査をしました。過去にそういう経緯があります。全事業所を実態調査ということで、それを調査した結果、それを市政に反映させるということで、それは先ほど言いましたように、直接生の声を足を運んで市の職員が尋ねに行ったという、膨大な企業なんですけど、東大阪、ご存じのように、日本有数の中小企業のまち。それを全数やったというんですね、直接面接で。なかなか大変な作業ですが。そこで、今まで、市当局として知らなかったことがいろいろとつかめたと。中には、先ほど言いました、頑張る企業にはいろいろと施策をやっていくという橋本市の方針もありますが、そういうことを見つけることも、自分から名乗り出て、こんなことをするんですけども、援助してくれないかということじゃなくて、そういったところを発掘する、市の側、行政の側から、それは足を運んでやるという実態調査。政府もそのことを促しているんですけど、ぜひともこれをやったほうが、中小企業の底力を知るためにも、すごく大事だと思うので、何とか実態調査という形を、そんな形でやればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）全事業者に対する調査は、国の施策でもあるんですけど、経済センサスの活動調査と基礎調査を定期的に行っています。活動調査は平成24年2月に、一番最近でやっております。基礎調査は直近で26

年7月、これは商業統計調査とあわせて調査しております。これは全ての橋本市内の事業者が対象になっております。調査項目としましては、事業の実態とか、年間の売り上げとかを具体的に調査していくわけなんですけど、その市役所の職員が全ての事業所を回って、今の実態を調査してはというおただしなんですけど、非常に有効かもしれませんが、現時点では行う予定はありません。

先ほどお話しさせていただいた、4月から実施する産業振興基金を利用した、本当にやる気のある事業者、いわゆる、商工業者であったり、農業者であるんですけど、そういった方から、やっぱりやる気がある以上は、本人から申請いただいて、ご相談に来ていただいて、直接支援に結びついていくような、そういう取り組みが市としては大事でないかというふうに考えております。やっぱり、積極性のない事業者をいくら何とかしようとしても、なかなかいろんな事情で、そういう取り組みができないということがありますので、できれば来ていただけるような状況づくりをしていきたいと思えます。

そういった内容については、広報とかほかの方法で、十分、事業者の皆さんに周知していただいて、場合によっては、直接担当の職員がその事業所をお伺いして、いろんな事情を聞かせていただく機会もあろうかと思えますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）橋本市でこの基本条例をつくるときに、パブリックコメントをされておまして、そのときに意見が上がってきたようなんですけど、そこでもこのように書いています。この条例をつくる時のパブリックコメントを市民からいただいたときに、こういう意見がございまして、仕事とお金が地

域で回る地域循環型の経済こそが、内需を拡大し、市内業者の活力と市民生活の向上をもたらすものであると思います。まずは厳しい市内業者の実態を調査して、正確に把握していただきたいと思います。そして、真に地域産業が活力を取り戻し、市民生活を向上させるような条例に何とかしてほしいということで、パブリックコメントで書かれております。そんなことで、実態調査ということが、私はもう本当に、東大阪で、あれだけの大きな企業のあるところ、足を運んでやったということ自身が、無駄だと思えばやらなかったと思うんです。それはやっぱり市長の決断で、あそこはやったんです。平木市長にもぜひ。それで、やっぱり、もうほんまに、本当に足を運んで、困っていること、なかなか市に相談できない方も多いんです。それを足を運んで、どんなことで困っているのかということを探ねて回るということの努力が、行政の側から見るとということで、すごく思いますので、この質問はその意見を申し上げて終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目3、障がい者用トイレ・オストメイトに関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）本市の公衆トイレの改修工事の進捗状況についてお答えします。

和歌山県のおもてなしトイレ大作戦は、JRグループ各社と県による和歌山デスティネーションキャンペーンや、紀の国わかやま国体等の大きなイベントが続く平成25年から平成27年までの観光ゴールデンイヤーを契機に、観光客に気持ちよく、きれいなトイレを使っただくために実施している事業です。平成25年度と平成26年度の2カ年にわたり、県内各地の観光地と国体関連施設のトイレを重点的に整備を進めてきました。

市町村の観光地と国体関連施設のトイレの整備にあたり、観光施設整備補助金として、事業費の原則2分の1の県費補助を受けることができます。

補助条件の基本的要件としては、小便器を自動洗浄化、大便器は最低1基を洋式温水洗浄付き便器、多目的トイレ等にオストメイト設備を設置することになっています。ただし、改修でスペース等の都合で設置が困難な場合は、要件を満たさなくても補助対象になる場合があります。

本市においては、おもてなしトイレ大作戦の補助金を受けて、平成25年度に1箇所の改修を終え、平成26年度に新設2箇所、改修7箇所、計9箇所の整備を進めており、年度内の完成を予定しております。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、障がい者用トイレ・オストメイトについてお答えします。

病気や障害などが原因で、腹部に人工的に便や尿の排泄口を造設されているオストメイトの方々が安心して外出できる環境整備が求められており、現在、全国において公共施設を中心にオストメイト対応トイレの整備が進められているところです。

本市の公共施設におけるオストメイト対応トイレの設置状況は、議員ご指摘のとおり、本庁舎、保健福祉センター、市民会館、高野口地区公民館、市民病院、城山小学校の6箇所となっています。

設置に際しては、オストメイト対応のみならず、車椅子や乳幼児のおむつ交換台の機能等を装備した多目的トイレを設置すべきと考えており、スペースや費用の確保の課題があって、オストメイト対応トイレの設置が進んでいないのが現状です。

本市の既存公共施設へのオストメイト対応トイレの設置に関する今後の取り組みについては、施設の改修や整備を実施する際には、施設の特長や財政的な制約などを考慮しながら、オストメイト対応トイレの設置を検討していきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたらお聞きします。おもてなしトイレ大作戦で計画的にトイレ改修が進んでいますが、健常者も障がい者も平等に社会生活が営まれる保障が大前提と思います。その意味で、オストメイト対応トイレを公共施設に増設するというのが急がなければならないと私はすごく思います。そういう意味で秋の国体に障がい者の来客も少なくないと私は思います。ですから、「さすが橋本市」と、来られた来客の皆さんが思ってもらえるためにも、可能などころから調査して、ここならつけられるというところから着手することが大事かと思しますので、公共施設、特に公民館で、たったの一つしかないということ自身が問題かと思しますので、公共施設への設置計画を持っていただきたいんですが、持つことは不可能ですか。どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）公民館の状況についてでございますが、議員おただしのとおり、現在、高野口地区公民館においてのみ、オストメイトが整備されております。今現在、建設中の（仮称）山田地区公民館についても、対応できるように計画をしております。今後、その他の地区公民館におきましては、障がい者トイレはございますが、先ほど、健康福祉部長が答弁をさせていただいたような多目的トイレの設備を備えたということになりますと、なかなかスペースの問題がございます。

例えば、高野口地区公民館の多目的トイレは、250cm掛ける250cm程度の面積を有しておりますが、それぞれの、それ以外の地区公民館につきまして、その面積を確保できる障害者トイレはございません。健康福祉部長申し上げましたとおり、また、以前に3番議員が、高野口出張所のご質問のところ、市長のほうから、今後、各地区公民館において機能の充実を図っていかねばならないような状況が訪れるというようなお話もありましたので、そういったことも含めた中での検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、ちょっと、この件についての最後の質問を行います。新バリアフリー法によって、民間施設でもこれがどんどん増えてきていますが、当市では3箇所、スーパーなどにあるわけなんです、秋の国体に向けて、どこにオストメイトがあるのかということが、来客者、全国から来られる皆さんがわからないと思います。

そこで、私、提案申し上げたいんですが、どこのスーパー、どこの公共施設に行けば、オストメイトがあるのかということ、一目でわかるように、歓迎される形で広くアピールすることが大事かと思しますので、秋の国体に向けて、来客者のために、橋本市内に、どこに行けばオストメイトがあるかということ、現状あるところでは仕方ないんですが、新たにこれから増えればまたそれですが、結局、オストメイトの方たちがどこに行けばそのトイレを使えるかということを知らないということなんですよね。それで、パンフレット、また広報などを使って、それを、施設、ホテル、また駅などに置いて、秋の国体に向けてそういった人たちが安心してどこに行けばそのトイレができるかということを示すことが大事かと思しますので、私の案です

が、マップ地図を、ぜひとも市としてつくっていただきたい。車椅子用のトイレがここにある、オストメイトトイレがここにあるということで、マップ地図をこしらえて、パンフレットをつくって、広く各施設に設置するように提案したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おただしのオストメイト対応トイレマップの作成という件でございますけども、確かに議員おただしのおとり、国体というのも一つの機会ではございます。ただ、それにかかわりませず、本市といたしましても、オストメイトの方が安心して外出できるよう、本市公共施設はもとより橋本市内の国や県の公共施設、また、駅等の不特定多数の方が利用するオストメイト対応トイレの情報や民間医療機関や大型商業施設をはじめとした民間施設について、この民間施設につきましても、当然、各管理者のご理解、ご協力、これはもういただく必要がございます。につきましても、利用可能なオストメイト対応トイレ設置の状況や利用可能時間などの情報を織り込んだマップの作成に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、周知方法といたしましては、本市のホームページへの掲載や障がい者団体等へのマップの配布、あるいは、公共的な公衆の視覚に入るような周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）ありがとうございます。ぜひともお願いしたいと思います。この質問、これで終わります。

次の質問に移ります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目4、期日前投票に関する質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）期日前投票所のおただしについてお答えします。

公職選挙法第44条では、選挙人は選挙の当日、自ら投票所に行き投票しなければならないと規定されています。また、同法48条の2では、投票日当日投票主義の例外として、期日前投票について規定され、投票日当日に投票に行けない選挙人のために、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、投票を行わせることができることになっています。

平成15年6月に公職選挙法が改正され、二重封筒に投票用紙を入れる不在者投票から、当日投票と同じように投票用紙をそのまま投票箱に投函する確定投票である期日前投票制度が新設されたことにより、本市でも年々期日前投票を利用する有権者が増大し、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙では、期日前投票者数7,923人、期日前投票率は約14.5%。平成26年3月16日執行の橋本市長選挙では、期日前投票者数8,016人、期日前投票率は約14.8%。平成26年11月30日執行の和歌山県知事選挙では、期日前投票者数5,308人、期日前投票率は約9.8%。平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙では、期日前投票者数8,074人、期日前投票率は約14.9%で、有権者全体からして、約1割強の利用状況です。

市町村合併後、期日前投票所を複数設置している自治体では、期日前の旧町村に行政局を設置しており、各行政局には、その機能を果たすための人材が配置されているものと思われます。そのため、期日前投票所の投票事務従事者等については、そのほとんどが各行政局で対応しているものと思われます。

選挙の管理執行上の問題で一番多いのが期日前投票や不在者投票に関するものであるこ

とから、選挙期間中はより一層の厳格な管理が求められます。

期日前投票期間は、参議院通常選挙や知事選挙では16日間、衆議院議員総選挙では11日間、県議会議員一般選挙では8日間、市長選挙、市議会議員一般選挙では6日間に及ぶことから、これらの期間中、投票日当日同様の期日前投票管理者、期日前投票立会人、すぐに対応できる選挙管理委員会事務局職員の増員配置や事務従事職員の配置、期日前投票所としての施設場所の貸切、投票箱や投票用紙の保管や警備体制等、期日前投票期間中の万全な管理体制が必要となります。

また、地域的な面から橋本市は、旧町・旧市の地域経済の交流が活発で一体性のある地域であり、市役所を中心にして半径約6kmにおさまっていることから、本市の期日前投票は市役所内で実施しています。現在実施している期日前投票所内では、入場券兼期日前投票宣誓書と印刷した選挙人名簿により本人の確認後、選挙人名簿に手作業で手入れをする

という方法で実施しており、機械化がされていない状況です。

今後においては、まずは本庁舎内での期日前投票の機械化を図ることで、期日前投票者の利便性や期日前の投票率の向上につなげたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（石橋英和君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明3月3日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

（午後4時26分 延会）